「第119回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和7年10月28日(火曜日)に、「第119回コーデックス連絡協議会」をAP虎ノ門Aルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は木戸啓之委員が議事進行役を務めました。また、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき、臨時委員として全日本スパイス協会の柘植信昭氏にご出席いただきました。

議事次第に基づいて、事務局から、令和7年9月に開催された第56回残留農薬部会(CCPR)及び第23回アジア地域調整部会(CCASIA)並びに令和7年10月に開催された第8回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)の報告を行い、令和7年11月に開催される第48回総会(CAC)及び令和7年12月に開催される第55回食品衛生部会(CCFH)の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としま した。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 56 回残留農薬部会 (CCPR)

議題3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

- (森田満樹委員)「コーデックス文書の使用と影響のモニタリングに関する調査」に ついて、こうした調査がこれまで行われたことがあるのか、なぜ今、この調査 が行われるのか、背景、目的は何か。
- (事務局) 今次会合では、今年度はコーデックス農薬最大残留基準値(CXL) に関する調査を実施し、その協力をお願いする旨説明があったが、その背景等について特段の言及はなかった。この調査は、コーデックス文書全般の有用性や利用状況を把握し、その影響を推定するために毎年コーデックス事務局主導で行われている調査。
- (森田満樹委員) コーデックス一般原則部会 (CCGP) から、CCPR に対して、農薬最大残留基準値 (MRL) 設定のためのデータ要求期限の明記等について検討を行ったということであるが、これに対してブラジル、タイから反対意見や指摘があった。日本やほかの国の意見はあったか。
- (事務局) コーデックス手続マニュアルの第4.8章について、今回提案された修正については、軽微な修正であり、具体的には「Rafid」という記載箇所に略称しない名称「acute reference dose」も記載することや、総会という記載の後ろに略称である「(CAC)」と記載することといった形式的な内容。我が国として異論はなく、事務局の修正案を受け入れた。

議題 4(a) FAO/WHO からの関心事項

- (森田満樹委員) FAO は環境阻害剤 (environmental inhibitors) に関してリスク管理の必要性に触れているが、実際に健康リスクが生じるようなことがあるのか。また、こうした SDGs の観点からの新たな課題について、日本や他の国はどのようなスタンスか。
- (事務局)環境阻害剤と呼ばれる物質は、牛の曖気抑制といった環境の悪化を抑制する物質。ニュージーランドは、環境阻害剤への取組に積極的であり、CCPRでもそういった物質を取扱う提案があったが、農薬の CXL 設定の遅れを懸念する米国は、CCPRで取扱う範囲を超えていると指摘するなど、具体的な取組に関しては、慎重な意見もある。

議題 5(a) 2024 年 JMPR における一般的検討事項の報告

- (穐山浩委員) GECDE (the global estimate of chronic dietary exposure) と IEDI (International estimated daily intake) との違いは使用している食品消費量のデータの違いか。GECDE モデルは 46 か国分の食品消費量データを用いていることであるが、我が国のデータも入っているのか。IEDI の方がさらに多い国の食品消費量のデータを用いているのか。GECDE-mean は食品消費量の平均値を用いた推定値と書かれているが、GECDE-high は食品消費量の 97.5% タイル値なのか、あるいはデータの最高値なのか。
- (事務局) 評価に使用される食品消費量データについて、IEDI モデルは、WHO の GEMS/Food クラスターダイエットデータ、GECDE モデルは、WHO/FAO の CIFOCOss (Chronic individual food consumption database Summary statistics)データをもとに算出されていると説明されている。

GEMS/Food クラスターダイエットデータは、179 か国が網羅されている食品供給量のデータであり、コーデックスの全加盟国をカバーしている。GECDE モデルには46 か国程度の個人食品消費量データをもとにしたCIFOCOss データを活用することが検討されているところ、データ数が少ないことが課題として挙げられており、我が国のデータも含まれていない。

- (森田満樹委員) GECDE への移行について、FAO パネルが反対しており、日本をはじめ多数の国から議場配布資料 (CRD) が提出され懸念が表明されているが、なぜ JMPR は固執しているのか。新しい評価方法として優れているということなのか。
- (事務局) FAO パネルからは、JMPR 報告書の附属書に添付された意見書において、「GECDE-high の方法論は、現在の IEDI モデルに比べて著しく高い長期ばく露量推定値を算出することになり、長期食事性ばく露に伴うリスクの非現実的な過大推定につながる可能性がある。」との反対意見が述べられ、JMPR 事務局からは、意見の不一致は、評価者の考え方の違いによるものとの説明がなされた。

ご指摘のとおり、JMPR 事務局からの具体的な説明が不足しており、詳細が明確ではないため、我が国を含め、複数国から懸念が提出されたところ。

これらの懸念を踏まえて、第57回CCPRにおいて、改めてJMPRから説明がなされる見込み。

(山口隆司委員)「JMPR による評価が遅滞なく進むように、FAO と WHO が協働して JMPR のガバナンス強化に取り組んでいる」という部分について、具体的にど んな取組をされているのか、という情報はあるか。

- (辻山弥生委員) JMPR の評価は probabilistic ではなく点推定なのか。汚染物質の場合は probabilistic アプローチで評価しているものもあると思うが、残留農薬はもっぱら点推定なのか。
- (事務局) 基本的に JMPR の評価は点推定であり、probabilistic アプローチは導入されていない。GECDE のアプローチも点推定である。GECDE は 2011 年に開発され、FAO/WHO 食品添加物専門家会議(JECFA)の動物用医薬品残留物のばく露評価に使われており、JECFA から JMPR でも同様のアプローチを使用してほしいとの提案があり、WHO コア評価グループが支持している。個人的な意見であるが、JECFA で動物用医薬品残留物のばく露量推計をする際、対象とされる品目は極めて限られている。一方、JMPR が評価し MRL が設定される品目数については、農薬の適用対象となる作物が多い場合、100 を超える場合もある。このような場合、100 品目からの累積ばく露量を推定して健康危害への懸念がないか評価することになるため、より現実的なアプローチを JMPR の評価方法としない限り保守性の程度が過大となり MRL 設定ができなくなる可能性も考えられる。JMPR の中でばく露量評価を行うのは FAO パネルのため、FAO パネルより現実的な点から反対意見が示された。
- (穐山浩委員) パワーポイント資料の 5 ページの GECDE-high と GECDE-mean について、全食品の平均摂取量×残留平均量の積算が GECDE-mean と認識しているが、あっているか。GECDE-high は、ある食品群の一番高い値あるいは 97.5%タイル×平均喫食量の積算ということか。1 食品の最大ばく露量についてご説明いただきたい。
- (事務局)ご理解のとおり。GECDE の概念が導入された当初には GECDE-high しかなかった。長期ばく露評価の対象となる品目からのばく露量の積算値になるが、例えば対象となる品目が5品目であった場合、GECDE-high の場合は、4品目は平均ばく露量、残りの1品目に関しては97.5%タイルの消費量を使ったばく露量の積算値となる。一方、GECDE-mean については、食品全ての平均消費量で計算された各食品からのばく露量の積算値となる。
- (穐山浩委員) ご説明いただいたとおりの理解だとすると、記載の内容では分かりにくい。記載の内容だと、GECDE-high は短期ばく露量で行っていると感じてしまった。
- (事務局)長期ばく露量と短期ばく露量の説明をした上で、GECDE を説明した方が分かりやすかった。ご意見いただき感謝。

議題 6. 1 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値(MRL)案(ステップ 7)及び原案 (ステップ 4)

- (木村たま代委員) 14 ページの Fenpyroximate (193) 下から 3 行目について、原案の 廃止、取下げについての経緯などについて、もう少し説明いただきたい。
- (事務局) これまでの経緯としては、2017年に JMPR で定期的評価がされた際、複数の食品で急性参照用量 (ARfD) の超過が見られたことから、追加データを踏まえた毒性評価の結果が出るまで既存の CXL を維持することに合意していたところ、2021年の毒性評価結果として許容一日摂取量 (ADI) と ARfD がより低値に再設定され、改めて代替となる適正農業規範 (GAP) 等のデータを確認するまで CXL の維持に合意していた。

今次会合においては、再設定された ADI と ARfD を指標としたばく露評価を

含む 2024 年の JMPR による評価の結果に基づき議論され、2017 年の JMPR の評価に基づき廃止が議論された核果類の CXL、その後追加データが得られなかったメロン、なしの CXL の廃止に合意するとともに、複数国から健康影響への懸念が示された可食臓器 (哺乳類)、さや付き豆、なすのグループ MRL については、MRL 原案の取下げ、その他関連する CXL の廃止に合意した。

- (樋渡由岐委員) four-year rule の期限が切れた時点で再評価が未完了の場合、CXL は自動的に廃止されるのか、それとも追加の延長措置が検討されるのか。
- (事務局) コーデックス手続マニュアルに、2回目の4年間はないとされている。 そのため、例えば、エトキシキンについては、第54回 CCPR で4年間 CXL を 維持することに合意しているため、第58回 CCPR までにデータが提出されて いない場合、第58回 CCPR において、CXL 廃止に合意するステップを経た上 で、総会に CXL 廃止が提案されることとなる。
- (森田満樹委員) Chlorpyrifos-methyl (90) が、定期的再評価ができない化合物として全ての CXL を廃止し、コーデックスデータベースから当該農薬を削除することに合意したとある。このように健康影響はないとされてきたものが、JMPRにコンサーンフォームが提出されてデータが提出されると CXL が廃止されることになるのか。

Chlorpyrifos(17)についても、2024年 JMPR で定期的再評価を完了することができず、コーデックスデータベースから当該農薬を削除することに合意したとある。日本にも影響はあるのか。

Acetamiprid (246)について、EU から全ての CXL 廃止を求めたコンサーンフォームが提出されたとあるが、JMPR に再評価となると将来的に CXL が廃止されていくことになるのか。

(事務局) Chlorpyrifos-methyl と Chlorpyrifos について、評価に必要な毒性データ等が不足しており、JMPR において評価が出来ないと結論付けられた。さらに、農薬メーカーからも今後データが提出される見込みも立たなかったことから、four-year rule は適用せず、廃止することが合意された。

また、各国の判断においてコンサーンフォームにて意見提出できるが、懸念を示すための様式に過ぎないため、CXLの廃止に必ずしもつながるものではない。

Acetamiprid については、今後 JMPR で評価するかどうかも含め、JMPR からの回答を踏まえて、CCPR で議論していくこととなる。

このような動きが国内に与える影響については、病害虫の発生状況や栽培 実態を踏まえて農薬の使用方法を定め、それを基に人の健康を損なうおそれ がないよう残留基準を設定。こういった JMPR の評価結果や基準値削除の提案 に関する情報を含め、日々、農薬の安全性に関する情報の収集・分析を継続的 に行い、科学的知見に基づいた対応を行っていくこととなる。

(辻山弥生委員) Prochloraz (142) について、EU 及びスイスは、毒性学的懸念の閾値 (Toxicological Threshold of Concern: TTC) アプローチは主要な代謝物に適用すべきでないと主張しているが具体的にどのようなことか。

また、TTC について突然言及されており、分かりづらいため説明を入れた方がよい。

(事務局) TTC アプローチとは、毒性学的懸念の閾値を指標としたアプローチであり、本来的には非常に微量で同定が困難な代謝物・分解物の毒性評価に用いられる。十分な評価データのある代謝物・分解物と構造の類似性を拠り所として、

実際の同定ができない微量な代謝物・分解物の毒性を評価することになる。EU 及びスイスが主張するように、主要な代謝物・分解物の場合は、そのものを同定して毒性評価をする必要があり、これらに TTC アプローチを適用するというのは本来的にはあり得ない。これに対して、FAO 事務局からは、データの制限によりこれ以外のアプローチをとりようがなかったと回答があった。

TTC の説明に関しては、ご指摘のとおりなので、今後言葉の説明を含める形で資料作りに努めたい。

議題 6.3 オクラに対する MRL

- (木村たま代委員) オクラはペッパー及びペッパー様作物に分類されているとのことだが、アオイ科の植物であり、ペッパーとは食用の形態も異なるのに、なぜこの分類になっているのか。
- (事務局) これまでの経緯としては、ケニア等のオクラを主要産品とするアフリカ諸国から、円滑な貿易促進に係る CXL 設定のために、オクラと形状が似ているということからコーデックス分類の 12B (ペッパー及びペッパー様作物) に含めるべきという意見を踏まえ、当時も議論があったと聞いているが、現在、オクラを暫定的にコーデックス分類の 12B に分類していると承知している。 植物学上の分類に加えて、農薬の使用方法が同一であることや残留が類似していることが重要な要素であることから、現在、残留の類似性の観点から問題ないかデータ提供を求めており、議論を行っているもの。

議題 8. 1 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等の サポートがされていない化合物の管理

- (森田満樹委員) CXL 廃止の 6 農薬の中に Methamidophos (100) があり、Acephate (95) の CXL が設定されている品目について Methamidophos の CXL が維持されるべきと日本が主張したとのことであるが、他国の意見はどうであったか。 今後、勧告案を第 48 回 CAC に諮られ了承されると影響は多大と思われる。
- (事務局) Methamidophos については、第55回 CCPR において、全ての CXL を削除する方針に対し、我が国からよく検討した上で対応すべきとの考えで意見を述べ、複数国の支持を得た。今次会合では、電子的作業部会(EWG)において改めて検討された結果、Acephate の定期的再評価が行われるまで、Acephate のCXL が設定されている品目についての Methamidophos の CXL は維持した上で、Acephate の CXL が設定されていない品目の Methamidophos の CXL は廃止することが提案された。以上の方針について、我が国を含め、参加国の合意に至っている。EWG からの勧告案で総会に諮ることで問題ないと考えたもの。
- (森田満樹委員)日本への影響は多くないとの説明であったが、国際的な輸出入の観点から影響があるのではないか。再評価ができないものが増えると国内での再評価にどのような影響があるか伺いたい。
- (事務局) Acephate にも基準値が設定されているもの、Methamidophos しか基準値が設定されていないものを区別して国内への影響を検討した結果、国内への影響については問題ないと考えられる。一方、国際的な貿易の観点から、CXLを採用している国があるため、その国がどのような対応をとるかにもよるが、影響が少なからずある可能性もある。国内の農薬の再評価の影響については、JMPRやEU、米国にて農薬の評価は行われており、関係省庁にて情報収集をしている。どのように判断されたものか等も踏まえた上で、残留基準値の変更等、科学的に判断していきたい。

(2) 第23回アジア地域調整部会 (CCASIA)

議題2 基調講演-多様な地域における食品安全の課題と優良事例

- (森田満樹委員)日本の有識者として講演された FAMIC の仙台センターの小林氏が、 米に含まれる無機ヒ素の問題を取り上げ、コーデックスで行われた作業を紹介できたのはとても良かった。また、各国からアジア地域における優先的な化学的危害要因として、かび毒、重金属等の汚染物質等が特定されたこと、食品安全は産官学民の共同責任であることが言及され、アジア地域の共通課題とされたことも大きな一歩。また、アレルゲンリスク評価ワークショップも課題が深堀され、コミュニケーションの必要性に言及されたことも成果だと思う。関係者の皆さまに感謝申し上げる。
- (山口隆司委員) 食品安全における AI 活用例について、異物検知、食品鮮度・劣化 予測、廃棄ロス(生産、在庫)、細菌汚染等も考えられる。今後、各国に適した 活用例を共有することは重要。
- (山口隆司委員) データ提出は、コーデックスでの討議の根幹である。WHO 代表から 「加盟国は、これまで以上にデータ提出やデータ生成にリソースを割くこと が必要」とのコメントがあったが、アジア各国から本コメントへの意見はあっ たか。
- (事務局) 議題 2 の基調講演では、意見交換はパネリスト間で行われ、アジア各国から講演内容について質問や意見を述べる時間が設けられていなかったため、WHO 代表からのデータ提出に関するコメントへの意見等はなかった。なお、議題 8 で採択されたコーデックス戦略計画 2026-2031 の実施を支援するためのアジア地域のワークプラン 2026-2027 においては、主要な活動の一つとして活動 1.2.2 (地域内の全加盟国によるデータの提出、またはデータの共同提出の促進と奨励)が位置付けられており、議論の中では我が国からは当活動が重要であることを述べた。

議題3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

- (森田満樹委員)分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの付託事項に関し、日本が、 全てのアジアの地域規格において適切と考えられるサンプリングプランの CRD を提案し、さらにタイとの非公式な話し合いの中で追加の CRD を提出したとの ことだが、日本からの参加者がその場で柔軟に対応したのか。
- (事務局) 然り。コーデックスの会議の参加者は、事前に定めた対処方針の下で、非公式会合や本会合で示された意見を踏まえて、その場で対応することも多い。今次会合におけるサンプリングに関するガイドライン (CXG 50-2004) の改訂を踏まえた対応においては、日本から参加した FAMIC の小林氏が、長らく CCMAS の議論に携わっていることから、日本が主導して、地域規格に適用可能なサンプリングプランの提案を CRD で提出し、また、現地においては、小林氏をはじめとする日本からの参加者が、タイとの非公式の話し合いを踏まえ、我が国の提案にタイからの意見を採り入れるため、CRD の追加作成・提出に対応した。

議題4 アジア地域における食品安全と品質

- (山口隆司委員)「機能的な国レベルのコーデックス委員会の設立」について各国で のコーデックス国内委員会設立・運営の現状について情報はあるか。
- (事務局) 今次会合では、アジア各国におけるコーデックスの国内委員会の設立・運営状況に関する情報については特に示されておらず、承知していない。
- (辻山弥生委員) 山口委員の質問の意図は何か。日本もコーデックス国内委員会を設

立すべきとの意図か。

(山口隆司委員) そのような意図はなく、どの国もコーデックスについて理解して、 規格策定作業を進めていただきたいと考えており、他の国がどのような形で コーデックスに対応しているのかを情報として知りたいという意図であった。

議題 5 地域に関連するコーデックスの作業

- (樋渡由岐委員)日本が主催する非公式オンライン会合への参加率を高めるために、 具体的にどのような工夫や施策が考えられるか。
- (事務局)まずは我が国の発言の背景についてご説明させていただく。従来、コーデックスの会議が対面で開催される場合、地域内の事前非公式会合は本会合前日に現地において対面で開催されていた。この方式の場合、参加が各国の対面出席者に限られることや、対面出席者の現地到着時間によっては参加できないこと、本会合直前に開催されるため、地域内の意見を考慮して部会に対応することが難しい場合があること等、課題もみられた。このため、日本が地域調整国に就任して以降、地域内の事前非公式会合はオンラインで開催するようにしたところ。部会にもよるが、オンライン形式により、参加国・参加者数とも増えている傾向にあるが、今後、より早くに開催案内を送付したり、個々の加盟国に参加を呼びかけたり等の工夫により、いっそう有意義な非公式会合となるよう努めていきたいと考えている。
- (山口隆司委員)次回会合の前のワークショップ開催について、今回の CCASIA の前に食品アレルゲンのワークショップを開催しているが、次回 CCASIA の日本開催に向け、本件は早々に計画(テーマ設定等)する必要があるかと思う。アジア各国の興味は、議題2の報告から「汚染物質」だと思うが、どのように考えているか。
- (事務局) ご指摘のとおり、アジア地域において汚染物質は関心の高い事項の1つであり、次回ワークショップにおいてもテーマの候補に挙がりうると考えられる。次回会合前のワークショップについては、今後 FAO 及び WHO とも相談しながら、アジア各国の関心も踏まえて検討したい。

議題9地域におけるコーデックス規格の使用と影響

- (清水隆司委員) コーデックス文書の使用と影響に関する調査レポートは、世界全体 及び地域別の状況が知れる大変興味深いものである。今回の会議の結論とし て示されているように、更に多くの国々がこの調査に積極的に参加すること が望まれる。一方で、調査レポート本文には、各地域の個別の国名などの記載 は一切ないが、例えばアジア地域のみでも、加盟国の個別のコーデックス文書 の利用状況を知ることができれば、アジア地域の国々を相手とする食品(農業 製品を含む)の輸出入を行う日本国内関係者にとって、大変貴重な情報になる と思われるが、国名及び国別の情報は入手困難なのか。
- (事務局) ご指摘のとおり、本調査結果は非常に有用なものであるため、我が国からも回答率の向上が不可欠である旨を述べた。一方で、本調査における各国の回答は、機密扱いとされ、報告書 にも掲載されないこととなっているため、入手は困難である。なお、ご参考までに、ASEAN 地域 10 か国のコーデックス文書の利用状況については、日本から FAO への拠出金事業 (包括的 SPS

¹ FAO & WHO. 2025. Use and impact of Codex texts — Report of the Codex Survey 2024. Rome. https://openknowledge.fao.org/items/8bad756e-1ec9-4806-bc5d-85decacd5dc4

関連対策事業)において調査がなされ、公表されている2。

- (清水隆司委員)世界規模のコーデックス規格の検討の際に、EU のようにアジア諸 国が団結して交渉にあたる、あるいはそれを検討するような可能性はあるか。 又は、そのような考え方が、これまでの CCASIA で話題になったことはあるの か。
- (事務局) コーデックス規格の検討に際して、アジア加盟国が団結して交渉にあたることは、可能性としては案件次第と思われる。CCASIAにおいて、相互のコミュニケーションや協力の必要性について取り上げられることはあるが、団結して交渉することについて、具体的に検討された事例は承知していない。
- (細野秀和委員) 2回前の第47回食品表示部会(2023年)におけるアレルゲン表示の議論の時に、特にEUが、アレルゲン表示はそれぞれの原材料のすぐ後ろに書かなければいけないとバーチャル作業部会(VWG)で発言していたが、これに対して、本会合前日に現地で行ったアジア非公式会合において、日本から反対すべきとの意見を出し、アジア各国が賛成したため、地域調整国である中国がCRDを出して、アレルゲン表示は原材料表示の後ろにまとめて書いてもよいとの提案をし、タイ、シンガポール及び日本がサポートしたことがあった。
- (山口隆司委員) アジア各国のコーデックス対応について、今次会合の参加国は、11 か国、前回が 14 か国、うち両方参加しているのが 8 か国、前々回は 15 か国であった。地域調整部会への参加を促進する必要があると考えられる。ラオスとカンボジアは、5 月に CTF 支援を受けてコーデックスセミナーを自国で開催しているが、今次会合も参加していない。地域調整国として、参加促進を念頭に何か計画はあるか。
- (事務局) 一般に、国際会議への対面参加の障壁の一つとして、旅費の確保や渡航準備に時間がかかることが考えられる。このため、多くの国にアジア地域調整部会への参加を検討してもらうため、開催に向けた準備が円滑に進められるよう努めたい。

議題13 その他の事項

海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017) の国際規格への変更の提案

- (樋渡由岐委員) 海苔製品の地域規格 (CXS 323R-2017) の国際規格への変更の提案 について、日本として「阻害しない」と述べつつも、規格策定過程でどのよう な条件や留意点を提示していくのか。
- (事務局) 海苔は、日本・韓国・中国が生産のほとんどを占めており、日本を含む東 アジア地域で生産・消費されている海苔製品の実態を踏まえた規格となるよ う適切に議論に参加したい。例えば、地域規格のスコープには含まれていない 類似食品にまで対象が広がることにより、結果として主要国の実態に沿わな いものとならないよう、注意してまいりたい。
- (樋渡由岐委員) 国際規格化が承認された場合、日本はどの分野(汚染物質管理、定義の明確化、スコープ調整など)で積極的に貢献する意向か。
- (事務局) スコープ調整や製品の定義、品質要件に加え、その他議論を要する事項に ついて必要に応じ貢献してまいりたい。

新規機能性成分及び表示に関する討議文書

-

² FAO. 2021. Safe Food for the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) — Engaging in Codex Standards setting. Bangkok. https://doi.org/10.4060/cb7294en

- (森田満樹委員)中国の提案は、どのような思惑で提出されたのか。機能性を表示したいという思惑なのか、安全性を評価したものを流通させたいという思惑なのか。
- (事務局) 中国からの提案文書を読んでも、安全性に関するガイドラインを策定したいのか、表示に関する文書を作りたいのかはっきりわからなかった。休憩時間に中国に聞いてもみたが、はっきりした回答が得られなかった。

(森田満樹委員) 次回も進んでいくということか。

- (事務局) CCASIA の結論としては、中国や関心のあるメンバーで今後の進め方について調査することを検討するように、とのことになっている。次回の CCASIA でまた提案が提出されたら、CCASIA で作業を開始するかどうか再度検討することになる。現時点では作業を進めるということにはなっていない。
- (森田満樹委員) アジアだけで変な方向に進まないよう注視していただきたい。
- (和田政裕委員) 新規機能性成分は食品であれば機能性成分、生薬だと薬の基本になる成分である。マレーシアのコメントが的確だと感じた。感想であるが、中国は曖昧にしたまま進めたいという思惑で提案を出しているかもしれないが、 医薬品との関連で注意が必要と考える。
- (辻山弥生委員) これは地域規格ではないのではないかとの意見は出なかったのか。 (事務局) 資料 54 ページに記載のとおり、タイから提案は支持するが、作成される ガイダンスは、手続マニュアルに基づきより広範な適用性を確保するため、ア ジア地域に限定せず、世界レベルでの策定することが可能との指摘があった。
- (辻山弥生委員) レポート本文では "consider investigating this proposal and the possible way forward" と書いてあり、これは議長が結論をまとめるのに非常に苦労したと思う。普通は "consider the procedure" 等にすると思うが、これは深い意図があってこのような結論にしたのか。
- (事務局) CCASIA 議長としてお答えさせていただく。辻山委員ご推察のとおり、この結論案はコーデックス事務局ともよく相談して示した。そもそもこの提案を地域で扱うべきか、地域調整部会ではなく一般問題部会で扱うとするとどの部会が適当か、もし医薬品に該当する場合はコーデックスで扱う問題ではなく、そのあたりも含めて内容をもう少しよく検討する必要があるため、前に進めるような結論ではなく、"consider investigating this proposal and the possible way forward"というような、進める一歩手前で考えるような結論案を示した。

その他

(清水隆司委員) 今回、日本(農水省・織戸専門官) が議長を務めたとのことで、コーデックス活動における日本のステータスが更に向上したと思う。日本は第48回総会にて2期目のアジア地域調整国に再任されるとのこと、引き続きよろしくお願いしたい。

(3) 第8回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)その他

(辻山弥生委員) CCSCH の部会は参加者数が非常に少ないとの話を聞いている。今回、 日本からは何人参加されたのか。

(事務局) 日本からは2名参加した。

(辻山弥生委員) ウェブ併用で部会を開催する話はあったか。 先日スリランカのコー

デックス関係者と会った際、CCSCH に参加したいがお金がないから出席できないとの話を聞いた。

(事務局) ウェブ参加については、ウェブで部会の様子を視聴することはできるが発言はできない状況であった。ウェブ併用の開催はホスト国とコーデックス事務局との調整が必要と考える。

(4) 第 48 回総会 (CAC)

仮議題2第88・89回執行委員会の報告

- (山口隆司委員) コーデックス作業管理:作業文書の適時な翻訳を改善するための課題と解決策について、最近、各部会において、「作業文書未達」が多く見られるようになってきたが、作業文書の事務局への提出が遅れていたのか、事務局が多忙のため、翻訳も含め最終文書作成が遅れていたのか、情報はあるか。
- (事務局)第78回執行委員会(2020年2月)において「コーデックスの作業文書の適時性」について議論された際の調査結果(CX/EXEC 20/78/8)によると、作業文書の公表の遅れは、加盟国、コーデックス事務局、FAO、WHO、オブザーバー、部会議長等さまざまな作成主体に共通してみられた。この傾向は現在も大きく変わっていないと思われる。一方、コーデックス戦略計画 2026-2031 の戦略目標2(規格及び関連文書の効果的及び効率的な開発をサポートするコーデックス作業管理システムを強化する)では、モニタリングの指標の一つとして、「手続マニュアルに従って、少なくとも会合2か月前までに作業文書が公表された割合」を検討しており、今後、文書の遅延状況がより明確に把握されることで、改善につながる可能性もあると思われる。

仮議題5新規作業提案

- (穐山浩委員) EU から提案されている新たな食料源と生産システム (NFPS) のリスク 分析の原則に係る作業について、この作業の対象となるのは、いわゆる培養肉 やゲノム編集食品のような食品か。
- (事務局) NFPS は、一般的にはそういった食品のことを指すと思われるが、「新たな食料源」の定義が現時点において確立されていないので、定義も含めて検討することとなっている。
- (穐山浩委員) 培養肉に関しては、食品添加物部会 (CCFA) や CCFH においても既に 作業が提案されていると思うが、これらの作業との関連は何か。
- (事務局)ご指摘のとおり、CCFAとCCFHで議論の動きがある。CCFAにおいては、細胞培養食品に係る新規作業が既に提案されており、まだ作業として開始されてはいないが、次のCCFAに向けてシンガポール、中国、サウジアラビアが作業開始のための討議文書を提出するという結論になったと承知している。CCFHについては、12月に開催される次回会合において、シンガポールから細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範に係る新規作業提案が行われる予定との情報が以前あったところ。第46回総会(2023年)での決定に従い、個々の新規食品に係る作業に関しては、関連する部会に提出する動きがあるが、今回のEUからの提案は、NFPSに関わる個別の問題を議論したいということではなく、より総論的な一般原則を議論したいという趣旨。新規食品に関する個別の議論と、EUが提案しているより一般原則に関する議論について、コーデックスの中でどのように扱っていくかは整理していく必要があり、これについては対処方針にも記載している。

- (辻山弥生委員) この NFPS に係る作業について、EU から提案されているという点が 気になる。EU は、現在も EU で食習慣のない食品も含めて新規食品に対する規制を課しているが、こうした規制を正当化しようという意図があるのではない か。
- (事務局) そうした懸念は我々も持っている。この場を利用して、EU の新規食品に対する規制が国際標準化するようなことにならないかどうか、よく注視していく必要。

仮議題8 コーデックス戦略計画2026-2031:モニタリングフレームワーク

- (辻山弥生委員) 先ほどの CCPR の説明の中でも触れられていたと思うが、コーデックス文書の使用と影響のモニタリングについて、コーデックス戦略計画 2020-2025 の目標(「コーデックス規格の認識と使用を通じて影響を増大させる」) として書いてあるので行っているということかと思うが、昨年の第 47 回総会で採択された次期戦略計画 2026-2031 にも同じことが書かれているのか。また、この戦略計画に基づき、各部会でモニタリングしようということになっているということなのか。
- (事務局) 昨年採択された次期戦略計画にも同様の項目は入っている(「戦略目標 4: 規格の認知度と利用を高めることによりコーデックスの影響を最大化する」)。また、本項目については、各部会でモニタリングを行うということではなく、コーデックス事務局が代表的な規格を選び、毎年、事務局から各国に調査が行くことになっている。基本的には、経過を見る目的で、4年に1度のサイクルで同じ規格が調査されることになっている。そのため、CCPR に限って行っているということではない。
- (辻山弥生委員) それでは、先ほど説明のあった、第 56 回 CCPR の議題 3 は、このモニタリングの動きとは無関係ということか。
- (事務局) 資料 6 ページにある第 56 回 CCPR のコーデックス MRL (CXL) の利用状況に関する調査は、まさにこの一環でコーデックス事務局が主体となって進めているもの。本年は、今まさに CXL を含めコーデックス文書の使用状況の調査が各国に配付されており、これに対して積極的に回答を行うよう呼びかけがされている。 CCPR だけではなく、 CCASIA でも、回答率を上げるための協力の呼びかけが行われた。

仮議題9 コーデックスの予算及び財政に関する事項

- (山口委員)「コーデックスの予算」の中に JECFA、JMPR、FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議(JEMRA) 等の FAO/WHO 合同専門家会議関連費用も包含されているか。
- (事務局) 含まれていない。本議題は、コーデックス手続き規則 (Rule XIII.1) に基づき、コーデックス事務局が総会に、コーデックス委員会としての活動に直接関係する経費や予算について、報告を行うものであり、コーデックス事務局の運営費、総会や執行委員会等の開催にかかる費用が対象である。なお、FAO/WHO専門家会議等のコーデックス委員会への科学的助言関連の費用については、従来FAO及びWHOから別途情報提供文書が公表されている。

(5) 第55回食品衛生部会(CCFH)

仮議題8 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011) の改訂 (ステップ4)

(事務局)農林水産省から補足だが、カンピロバクター対策として、肉用鶏の生産段

階での衛生管理の向上を図ることを念頭に、昨年検討会を開催した。検討会での取りまとめを踏まえ、生産者向けの衛生管理ハンドブックの改訂を行ったところ。コーデックスの作業において、新たな知見を踏まえてこれからガイドラインが改訂されるということで、日本としても生産段階等の衛生管理向上に資する知見があれば、取り入れていきたいと考え、作業を注視している。

- (鶴身和彦委員)なかなか今の国内対策ではカンピロバクターの食中毒患者が減っていない状況。これまでの日本での知見を活かしてもらうとともに、海外の知見を国内対策にも活かせるようなガイドライン作成等を整備いただければ幸い。
- (事務局)ご指摘いただいた点を踏まえて対応してまいりたい。また結果については、 部会後のコーデックス連絡協議会にてご報告させていただく。

仮議題 9 食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における「食品衛生の一般原則」の適用に関するガイドライン (CXG 61-2007) の改訂 (ステップ 4)

- (鶴身和彦委員) リステリア・モノサイトゲネスについては、特に海外で重要視されている。輸出の観点からも重要なので、例えば環境モニタリング等、より具体的な内容が含まれるガイドラインとなるように対応いただければと思う。また、それを国内対策に反映させていただきたい。
- (事務局)ご指摘いただいた点を踏まえて対応してまいりたい。また結果については、 部会後のコーデックス連絡協議会にてご報告させていただく。
- (辻山弥生委員) 以前、基準を決める際に欧州とも議論があり、結果として 100cfu/g と設定されたと記憶しているが、今回基準値を変更するという動きはあるのか。 基準の数値を変えないままガイドラインだけ改訂するというのはあまり 意味が無いようにも思う。その辺りの動きが分かれば共有いただきたい。
- (事務局) 今回、微生物学的基準の数値そのものについて、改訂に向けた議論は特になされていない。ただ、今回 Ready-to-eat (RTE) food の定義の改訂が提案されている。現在 RTE food はリステリア・モノサイトゲネスを死滅させる処理をせずにそのまま食す食品として定義されているが、JEMRA の報告書において、消費者が意図しない食べ方をする場合もあり、そういったことも踏まえて、RTE food か否か、また、リステリア・モノサイトゲネスが増殖する食品か否かを検討するようにとの勧告もなされている。これを踏まえ、RTE food であることを意図していないが、消費者がリステリア・モノサイトゲネスを死滅させる処理をせずにそのまま食すことが十分に予見できるような食品も定義に含める提案がされているが、これだと曖昧な定義になってしまう可能性もある。
- (辻山弥生委員) 今の基準が適用される対象食品が広がるということか。
- (事務局) 具体例が出ていないので明らかでない部分も多いが、そういった可能性もあるため、諸外国の意見もよく聴取して対応したい。

その他

- (鶴身和彦委員) CAC の説明の際も話があったが、細胞培養食品の議論はどのような 状況か教えて頂きたい。
- (事務局)シンガポールが中国ともに細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範についてのプロジェクト・ドキュメントを準備することとなっているが、まだ文書が出ていない状況。今後、提出された文書を確認し、適切に対応してまいりたい。

また、新規作業に関する補足だが、食品表示部会において食品アレルゲンの

文書「包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985)」の改訂がされたことを踏まえ、前回の部会において、整合性確保のために「食品事業者のための食物アレルゲン管理に関する実施規範 (CXC 80-2020)」を改訂すべく討議文書を作成する旨言及がされていたところ。一方で、まだ具体的に作業が進められているとの情報がないため、こちらについてもフォローし、またご報告させていただく。

(以上)